

恵庭市運動・スポーツ推進計画の中間見直しについて

1. 計画の中間見直しの実施

恵庭市では現在“夢と健康を育むまち ～ 健康・スポーツコミュニティえにわ～”を基本理念に掲げた「恵庭市運動・スポーツ推進計画」のもと、誰もが気軽に運動やスポーツに親しむことができる環境を整え、健康に対する意識の向上、世代を超えたスポーツの振興及び健康の保持増進を図り、運動やスポーツを活かした活力ある地域コミュニティづくりを目指し各種事業に取り組んでいます。

これらの取組に関しては、「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」第16条に基づき、計画や運動・スポーツの施策に関する検証及び評価を行う機関として「恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会」を設置し、スポーツ関係団体などからの意見も聴取して計画の達成状況・実施効果などの検証を行い、それを指標化し公表しているところでもあります。

これらの指標を基準としながら、各種取組の進行管理に努め市民の健康や運動・スポーツを取り巻く情勢並びにニーズの変化に柔軟に対応してきたところでもあります。

本年度（令和2年度）は計画策定から5年目の中間年に該当することから、市民に対しアンケート調査を実施し、実態の把握に努め、前半の施策や事業・計画の進捗状況などについて総合的に評価・検証を行い、あわせて国の「第2期スポーツ基本計画」や「第5期恵庭市総合計画」を考慮するとともに、将来に向けた本市のスポーツ推進の方向性を示すために、中間見直しを行うものです。

2. 中間見直しの基本方針

- ① 現行計画の「基本理念」、また、基本理念に基づき設定した「基本方針」は、計画の中間見直しであることから継承し、各施策を積極的に推進していくことを基本としますが、進捗状況などを踏まえ、計画全体の進捗状況や社会情勢の変化、本市まちづくりの取組状況を踏まえ、必要な内容修正・時点修正を行うこととします。
- ② 本市の総合計画や本市関係部署の計画、国のスポーツ基本法、第2期スポーツ基本計画、北海道の第2期北海道スポーツ推進計画との整合性を図ることとします。
- ③ 本年度実施した「運動・スポーツに関するアンケート調査」から本市のスポーツ活動の現状や市民ニーズを把握し、施策や取り組みに反映させることとします。

3. 恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会の評価及び判断

10ヵ年計画の中間年である令和2年度の恵庭市運動・スポーツ推進計画の中間見直しにあたり、恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会において、中間見直しの基本方針、総合評価の推移、「運動・スポーツに関するアンケート調査」結果、成果指標の達成度を踏まえ、「恵庭市運動・スポーツ推進計画」の前半4年間における、基本施策のこれまでの取り組みと評価・課題について検証を行い、今後の方向性について協議・検討し審議を行った結果、「基本的には、現在の計画を引き続き推進すべき」との考えでありましたが、「施設利用に関し、近隣市の関連施設の相互利用について協議・検討を進めるべき」及び「新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえた、利用促進について考慮すべき」との意見がありましたことから、「第3章 基本施策 Ⅲ運動やスポーツを楽しむ環境づくり」に新たに施策を加えることといたしました。